議案第8号

橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和4年6月13日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第198号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後	改正前		
(名称及び位置)	(名称及び位置)		
52条 略	第2条 略		
(行為の制限)			
3条 やすらぎ広場において、次に掲げる行為をしようとする者は			
市長の許可を受けなければならない。			
(1) 物品の販売、出店を行うこと。			
(2) 物品の頒布、募金、署名運動その他これらに類する行為をす	<u>- 3</u>		
<u> </u>			
(3) 業として写真、映画等を撮影すること。			
(4) 興行を行うこと。			
(5) 展示会、競技会、音楽会、写生会、撮影会その他これらに類	<u>す</u>		
る催しのためやすらぎ広場の全部又は一部を独占して利用するこ			
_ خ			
前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の時間、行	· <u>為</u>		
を行う場所又は広場施設、行為の内容その他市長の指示する事項を	<u> </u>		
載した申請書を市長に提出しなければならない。			
第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとする	<u>3 と</u>		
きは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受け			
ければならない。ただし、その変更が規則で定める軽易なものであ	<u>53</u>		
ときは、この限りでない。			
市長は、第1項又は前項の許可に、管理上必要な条件を付すること	<u>E 183</u>		
できる。			
市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項又は第3項	<u>(0</u>		
許可をしない。			
(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。			
(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組	織		

の利益になると認めるとき。

(3) 公衆の利用に支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 (行為の禁止)

|第4条||やすらぎ広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。 ただし、前条第1項又は第3項の許可に係るもの及び市長が必要と認め た場合については、この限りでない。

(1)~(8) 略

(9)・(10) 略

(利用の禁止又は制限)

第5条

である認められる場合又はやすらぎ広場に関する工事のため、やむを 得ないと認められる場合においては、やすらぎ広場を保全し、又はそ の利用者の危険を防止するため、区域を定めてやすらぎ広場の利用を 禁止し、又は制限をすることができる。

第6条 略

(使用料)

第7条 第3条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表に定める額に、 当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗 じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地 方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の 端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を使用料とし て納付しなければならない。

(行為の禁止)

|第3条 やすらぎ広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)~(8) 略

(9) 営利を目的とした行為をすること。

(10) • (11) 略

(利用の禁止又は制限)

第4条 市長は、やすらぎ広場を利用しようとする者(以下「利用者」とい う。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、やすらぎ 広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(1) 利用者が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) やすらぎ広場内の施設を損傷し、又は汚損するおそれがあると き。

(4) 管理上支障があるとき。

(5) その他市長が不適当と認めるとき。

市長は、やすらぎ広場の損傷その他の理由により、その利用が危険2 市長は、やすらぎ広場の損傷その他の理由により、その利用が危険 である認められる場合又はやすらぎ広場に関する工事のため、やむを 得ないと認められる場合においては、やすらぎ広場を保全し、又はそ の利用者の危険を防止するため、区域を定めてやすらぎ広場の利用を 禁止し、又は制限をすることができる。

第5条 略

(使用料の徴収)

- 第8条 使用料は、第3条の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。
- 2 使用料は平方メートルを単位として定められている場合において当 該利用が1平方メートル未満であるとき又は1平方メートル未満の端 数があるときはこれを1平方メートルとして計算する。 (使用料の減免)
- 第9条 市長は、公益上必要がある場合その他規則で定める理由がある と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の環付)
- 第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、やすらぎ広場の利用の 許可を受けた者の責めに帰することができない理由によってその許可に係る行為又はその利用をすることができなくなった場合その他 市長が必要があると認める場合においては、この限りでない。 (監督処分)
- 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例 の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはそ の条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはやすらぎ広場か らの退去を命ずることができる。
 - (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
 - (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
 - (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例 の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又 は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- (1) やすらぎ広場に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) やすらぎ広場の保全又は利用に著しい支障が生じた場合
- (3) やすらぎ広場の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

第12条 略

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6条 略

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

- 第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過 料に処する。
 - (1) 第3条第1項又は第3項の規定に違反して第3条第1項各号に掲げ る行為をした者
 - (2) 第4条の規定に違反して第4条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第11条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者
- 協りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、 その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額 が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

略

別表(第8条関係)

種別	単位	使用料
物品の販売、出店その他これ	1平方メートル	400円
らに類するもの	1日につき	
物品の頒布、募金、署名運動	1人1日につき	400円
その他これらに類するもの	9	
業として映画を撮影すると	1時間につき	1,000円
き		
業として写真を撮影すると	1台1日につき	250円
き		
興行を行うとき	1平方メートル	5円
. ^	1日につき	
展示会、競技会、音楽会その	1箇所3時間ま	1,050円
他これらに類する催しを行	で	
うとき	3時間を超える	350円
	とき1時間増す	
	ごとに	
その他市長の指定するもの		その都度定める

附則略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和4年7月1日から施行する。(準備行為)
- 2 許可の手続、使用料の支払手続その他やすらぎ広場を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の 日前においても行うことができる。

(橋本市都市公園条例の一部改正)

3 橋本市都市公園条例(平成 18 年橋本市条例第 195 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次 の表中下線又は太線の部分である。

改正後	改	正前	
(行为の制限)	(行為の制限)		1 1
(行為の間限) 第4条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長	第4条 都市公園において、次に推	あける行為をしより	とする者は、巾が
の許可を受けなければならない。	の許可を受けなければならない。		
(1) 物品の販売、出店を行うこと。	(1) 物品の販売を行うこと。		- 1
(2) 物品の頒布、募金、署名運動その他これらに類する行為をする	(2) <u>行商、募金</u> その他これらに	類する行為をする。	_ 2 。
こと。			
(3)~(5) 略	(3)~(5) 略		
?~5 略	2~5 略		
(行為の禁止)	(行為の禁止)	- 14 1 ドック・エ・コーデ	112 21 2 21 1 2 2
6 条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただ	第6条 都市公園においては、次に	~掲げる行為をして ・ 香みは佐ィタ笙(はなりない。たん
し、法第5条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項			
の許可に係るもの及び市長が必要と認めた場合については、この限り	の許可に係るもの及び市長が必要	要と認めた場合につ	いいては、この既ら
でない。	でない。		
(1)~(8) 略	(1)~(8) 略		
(9) 指定された場所以外の場所においてたき火をすること。	(9) たき火をすること。		
$(10) \sim (17)$ 略	(10)~(17) 略		
引表(第 13 条関係)	別表(第 13 条関係)		
1 • 2 略	1・2 略		
都市公園の使用料	3 都市公園の使用料	出版	使用料
種別 単位 使用料	種別	単位	使用杆

物品の販売、出店その他これら	1平方メートルに	400円
に類するもの	つき1月	
物品の頒布、募金、署名運動そ	1人1日につき	400 円
●の他これらに類するもの	£	
略	略	略
業として写真を撮影するとき	1台1日につき	250 円
略	略	略
4 略		

物品の販売、行 商、募金等を行	一時的なも の	1人1日につき		400円
うとき	その他のも	1人1日につき		1,300円
略		略	略	
業として写真を撮影するとき		1台1日		250 円
略		略	略	